

岩内都市計画公園（7・2・1号 含翠園）の変更について

1 都市計画について

暮らしやすい秩序のある都市をつくることを目指し、そこに住む皆さんが安心して暮らすことができるようにするための『まちづくりのルール』であり、**長期的な「まちづくりの方針」**として定められたものです。

都市計画の中で、それぞれの土地に建てられる建物の種類や面積に制限をかけたり、将来的に整備する道路や公園、下水道などの規模や位置を決定しています。

2 都市計画公園について

都市計画において決定された公園で、自然環境の創出、防災機能の確保、スポーツ・レクリエーションの場の提供、潤いある都市景観の形成等、多様な役割を担う施設として計画的に位置付ける公園や緑地、墓園などの総称です。

3 含翠園の概要について

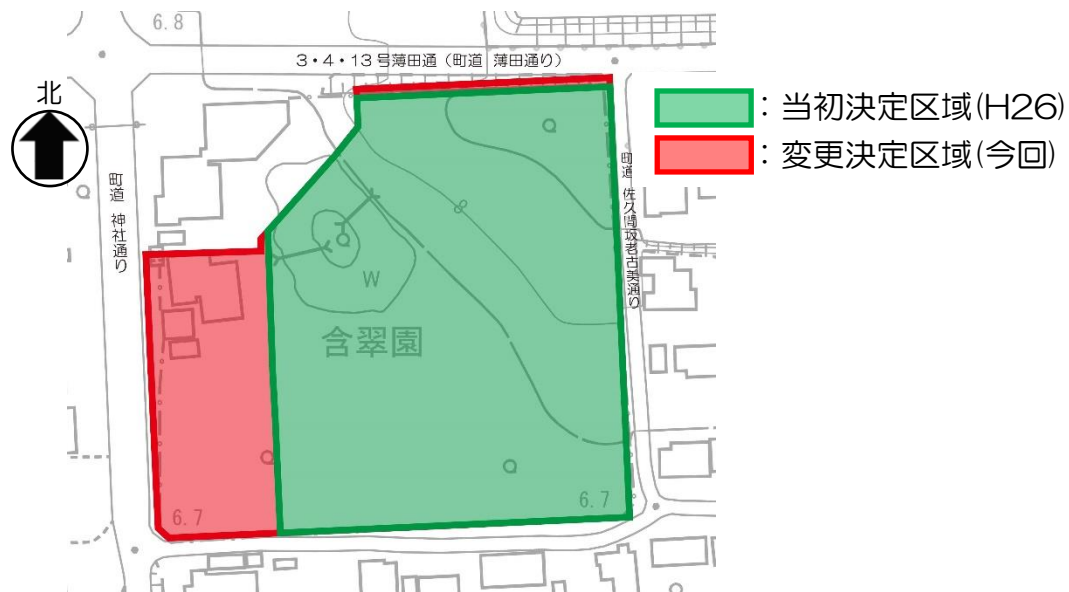
含翠園は、明治から大正初期にかけ造園された民間の庭園で、長年、町民の憩いの場として一般開放され親しまれている歴史ある公園です。

こうしたことから、岩内町における市街地の貴重な緑の保全及び歴史・風土的な趣の享受することを目的とした『風致公園』として、今後も適正な管理を行っていくため、平成26年に一部区域について都市計画決定されています。

4 変更の概要について

平成26年の当初決定の際に、決定区域から除かれていた茶室を含む西側の区域と北側の道路敷地の一部について区域に追加しようとするものです。（公園面積：約0.6ha ⇒ 約0.8ha）

【現況図】



5 今後の都市計画変更のスケジュール（予定）

